放送ネットワーク整備支援事業費補助金		
特定電気通信施設等整備推進基金補助金		
情報通信基盤整備推進補助金		
［略］		
緊急消防援助隊活動費負担金		
［削る］		
原子力災害避難指示区域消防活動費交付金		
［略］		
福島再生加速化交付金		
防災情報通信設備整備費補助金		
消防団設備整備費補助金		
［略］		

放送ネットワーク整備支援事業費補助金		
［新設］		
情報通信基盤整備推進補助金		
［同上］		
緊急消防援助隊活動費負担金		
防災情報通信設備整備事業交付金		
原子力災害避難指示区域消防活動費交付金		
［同上］		
福島再生加速化交付金		
［新設］		
消防団設備整備費補助金		
［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、令和三年度に取得した財産からこれを適用する。

○総務省・経済産業省令第一号

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（令和三年法律第八十七号）の施行に伴い、総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月二十八日

総務大臣　金子　恭之
経済産業大臣　萩生田光一

総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和二年総務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「第26条」を「第28条」に改め、「国民・」を削る。

附　則

この省令は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年三月一日）から施行する。

○厚生労働省令第二十七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、国民生活基礎調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月二十八日

厚生労働大臣　後藤　茂之